

期末手当及び勤勉手当細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和8年3月18日学長裁定)

期末手当及び勤勉手当細則の一部を改正する細則

期末手当及び勤勉手当細則（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後			現行		
(略)			(略)		
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 給与規程第39条第2項に規定する勤務成績に応じて別に定める割合（以下「成績率」という。）は、当該職員の勤務評定又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実を考慮の上、当該職員の基準日以前6箇月以内の期間（以下「評定期間」という。）における勤務成績が次表各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める率を基準として本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定める。</p>			<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 給与規程第39条第2項に規定する勤務成績に応じて別に定める割合（以下「成績率」という。）は、当該職員の勤務評定又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実を考慮の上、当該職員の基準日以前6箇月以内の期間（以下「評定期間」という。）における勤務成績が次表各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める率を基準として本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定める。</p>		
勤務成績	成績率		勤務成績	成績率	
	一般の職員	特定幹部職員		一般の職員	特定幹部職員
(1)特に優秀	<u>100分の125.25以上100分の318.75以下</u>	<u>100分の149.25以上100分の378.75以下</u>	(1)特に優秀	<u>100分の124以上100分の315以下</u>	<u>100分の148以上100分の375以下</u>
(2)優秀	<u>100分の113.75以上100分の125.25未満</u>	<u>100分の134.75以上100分の149.25未満</u>	(2)優秀	<u>100分の112.5以上100分の124未満</u>	<u>100分の133.5以上100分の148未満</u>
(3)良好	<u>100分の102.25</u>	<u>100分の122.25</u>	(3)良好	<u>100分の101</u>	<u>100分の121</u>
(4)(1)～(3)以外	<u>100分の93.75以下</u>	<u>100分の112.75以下</u>	(4)(1)～(3)以外	<u>100分の92.5以下</u>	<u>100分の111.5以下</u>
<p>(勤勉手当の支給総額の限度)</p> <p>第15条 基準日において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤</p>			<p>(勤勉手当の支給総額の限度)</p> <p>第15条 基準日において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤</p>		

免手当基礎額に職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあつては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

（略）

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

（略）

【改正理由】

国家公務員の給与改正に準拠するため、所要の改正を行うものである。

免手当基礎額に職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

（略）

（略）